

浦安市規則第44号

浦安市介護支援専門員更新研修受講料等補助金交付規則

(目的)

第1条 この規則は、介護支援専門員及び主任介護支援専門員（以下「介護支援専門員等」という。）の資格の更新等に係る研修の費用について、介護支援専門員等の経済的負担を軽減する事業を行った介護サービス事業者に対し、市が補助金を交付することにより、介護サービス事業者の経済的負担を軽減し、もって介護人材の確保及び定着を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護支援専門員 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第7条第5項に規定する介護支援専門員をいう。
- (2) 主任介護支援専門員 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。
- (3) 更新研修等 次のいずれかに該当する研修をいう。
 - ア 法第69条の8第2項及び施行規則第113条の18第1項に規定する介護支援専門員証の有効期間の更新に係る更新研修であつて、介護支援専門員としての実務経験がある場合において実施されるもの
 - イ 施行規則第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修
 - ウ 施行規則第140条の68第1項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修
- (4) 介護サービス事業所 次のいずれかの事業を行う市内に存する事業所をいう。
 - ア 法第8条第11項、第19項から第22項まで、第23項第1号、第24項及び第27項から第29項までに規定する事業

イ 法第8条の2第9項及び第14項から第16項までに規定する事業
(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、介護サービス事業所を運営する事業者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和6年4月1日以後に更新研修等を修了した介護支援専門員等が、当該事業者が運営する介護サービス事業所に、当該更新研修等の修了の日以後6か月以上介護支援専門員等として就業し、かつ、第5条の規定による交付の申請日時点においても、介護支援専門員等として就業していること。
- (2) 前号の更新研修等に係る費用（受講料及びテキスト代に限る。以下「研修費用」という。）を負担する事業を実施していること。

2 前項の規定にかかわらず、他の地方公共団体から、補助金その他これに類するものの交付を受けている場合は、補助金の交付を受けることができない。
(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費は、前条第1項第2号に規定する事業に要した経費とする。

2 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、浦安市介護支援専門員更新研修受講料等補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書（別記第2号様式）
- (2) 更新研修等の修了を証する書類の写し
- (3) 研修費用の領収書又はこれに類する書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、更新研修等の修了の日の翌日から起算して2年以内に行わなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、その内容を審

査し、交付の可否を決定し、その結果を浦安市介護支援専門員更新研修受講料等補助金交付決定通知書（別記第3号様式）又は浦安市介護支援専門員更新研修受講料等補助金却下通知書（別記第4号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（請求）

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた事業者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、浦安市介護支援専門員更新研修受講料等補助金交付請求書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定の取消し及び返還）

第8条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受け、又は補助金の交付を受けたときは、当該補助金の交付の決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（補則）

第9条 この規則に定めるもののほか、浦安市介護支援専門員更新研修受講料等補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別 記

第 1 号様式（第 5 条第 1 項）

浦安市介護支援専門員更新研修受講料等補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）浦安市長

所 在 地

名 称

代表者氏名

電 話 番 号

浦安市介護支援専門員更新研修受講料等補助金の交付を受けたいので、浦安市介護支援専門員更新研修受講料等補助金交付規則第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

1 交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 実績報告書（別記第 2 号様式）
- (2) 更新研修等の修了を証する書類の写し
- (3) 研修費用の領収書又はこれに類する書類の写し

第 2 号様式（第 5 条第 1 項第 1 号）

実績報告書

事業所名	介護支援専門員等の氏名	更新研修等の名称	研修修了年月日	研修費用 <small>(受講料及びテキスト代)</small>	研修費用のうち、申請者が負担した額①	①について、介護支援専門員等による署名

①の合計額…②	
②の 2 分の 1 の額（※）	

※100 円未満切り捨て。第 1 号様式の申請額と一致していること。

補足 介護支援専門員等は、申請者が運営する市内の介護サービス事業所に、更新研修等の修了の日以後 6 か月以上介護支援専門員等として就業し、かつ、申請日時点においても介護支援専門員等として就業している者に限る。

第3号様式（第6条）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市介護支援専門員更新研修受講料等補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった介護支援専門員更新研修受講料等補助金の交付について、浦安市介護支援専門員更新研修受講料等補助金交付規則第6条の規定により、次のとおり決定したので、通知します。

交付決定額

円

第4号様式（第6条）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市介護支援専門員更新研修受講料等補助金却下通知書

年 月 日付けで申請のあった介護支援専門員更新研修受講料等補助金の交付について、浦安市介護支援専門員更新研修受講料等補助金交付規則第6条の規定により、次の理由により却下したので、通知します。

却下理由

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第5号様式（第7条）

浦安市介護支援専門員更新研修受講料等補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）浦安市長

所在地

名称

代表者氏名

㊞

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった介護支援専門員更新研修受講料等補助金を、浦安市介護支援専門員更新研修受講料等補助金交付規則第7条の規定により、次のとおり請求します。

1 交付決定額 円

2 交付請求額 円